【臨床研究名】

精神科領域の薬剤における血中濃度検査率向上への支援

【目的】

精神科で処方する薬剤には血中濃度測定が義務付けられている薬剤があります。

血中濃度測定検査が行われていない場合に、担当医へ直接連絡をして検査を依頼します。検査の依頼前と後でどの位検査率が向上したか比較をします。

【対象患者・期間】

２０１６年４月～６月、１０月～１２月、２０１７年４月～６月、１０月～１２月、２０１８年４月～６月、１０月～１２月、２０１９年４月～６月、１０月～１２月に精神科外来にて血中濃度測定が義務付けられている薬剤を処方された患者さん

【方法】

・処方薬剤

・血中濃度検査の有無

・検査データ

・処方医師

上記項目を調査します。

【個人情報の取扱い】

個人を特定できる情報の取扱いには、十分注意し、匿名化を行います。また、この研究結果を公表する(学会発表や学術雑誌への投稿)場合も、個人を特定できる情報は、含まれません。

【倫理審査】

医学部倫理委員会承認日：　平成29年04月03日

【利益相反】

この研究において開示すべき利益相反はありません。

【この研究に同意されない場合】

この研究に同意されない方は、下記までご連絡ください。

【連絡先】

新潟大学医歯学総合病院　薬剤部

担当：今井　理央子　　　　　　電話：０２５－２２７－２７８９